

皆さまの力で安心な消費社会を



NPO法人消費者スマイル基金

活動報告(2018.9～2019.8)

ごあいさつ

認定NPO法人消費者スマイル基金は、設立3年目を迎えました。現在、正会員25団体・89名、賛助会員56団体の皆様と多くの方からの寄附金に支えられています。寄附金はすべて助成事業にあて、2018年9月～2019年8月までの1年間で延べ13団体に対して、総額350万円の支援を行うことができました。助成事業内容はHPで公開し、事業報告会も行っています。

助成先の団体は、定期継続購入なのに1回のみのお試し価格にみせかけた表示を中止させたり、建築請負契約約款の中で消費者側に一方的に不利な内容を是正させるなど差止請求において大きな成果を上げています。被害回復訴訟でも、学校法人に対する提訴を皮切りに、健康食品販売業や不動産業に対する裁判外和解による被害回復などが社会から注目を浴びています。また、適格消費者団体を目指す財政規模が小さい団体への助成も開始しました。

当基金のささやかな援助が、消費者被害の防止・救済と、公正な市場の維持のために地道な活動を行う全国の適格消費者団体へのエールとなるよう今後も力を尽くします。

NPO法人消費者スマイル基金
理事長 阿南 久

「NPO法人消費者スマイル基金」は、消費者をとりまくさまざまな問題解決のための活動やしぐみを応援します。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、老若男女すべての消費者の願いです。一方、現実の日本社会は、少子高齢化の進展や、格差と貧困の広がりなど、今はもとより、次世代や将来の暮らしへの不安をめぐり去れない状況です。

特に消費生活の分野では、高齢層・若年層を中心に、さまざまな形で消費者被害が発生し続けており、「令和元年版消費者白書」によれば、消費者被害は年間約101.8万件も発生し、その被害額は推計で年間5.4兆円を超えています。

こうした消費者被害の防止や被害回復に対しては、主に全国の自治体の消費生活センター、国民生活センター等が相談を受け、助言・あっせんや裁判外紛争解決機関(ADR)など解決に向けての取り組みが粘り強く行われています。

また、消費者団体訴訟制度*を活用して、適格消費者団体(全国21団体)・特定適格消費者団体(全国3団体)が、事業者の不当な行為の差止や消費者に代わって被害の回復を行っています。このような民間の消費者団体が行う消費者被害防止・救済など公益性の高い活動に対して現在、公的支援が十分ではありません。活動の継続や広がりを図るためには資金面での支援が必要です。



近年、社会的課題解決のために、企業、団体、そして個人の社会貢献意識が高まっています。消費者スマイル基金では、こうした寄付意識をまとめることで、継続的に消費者被害防止・救済のための制度や担う組織への支援を行ってまいります。

*「消費者団体訴訟制度」とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者に代わって事業者に対して訴訟などを行うことができる制度で、平成19年6月7日から施行されている「差止請求」と、平成28年10月1日から施行されている「被害回復」との2つの制度からなっています。

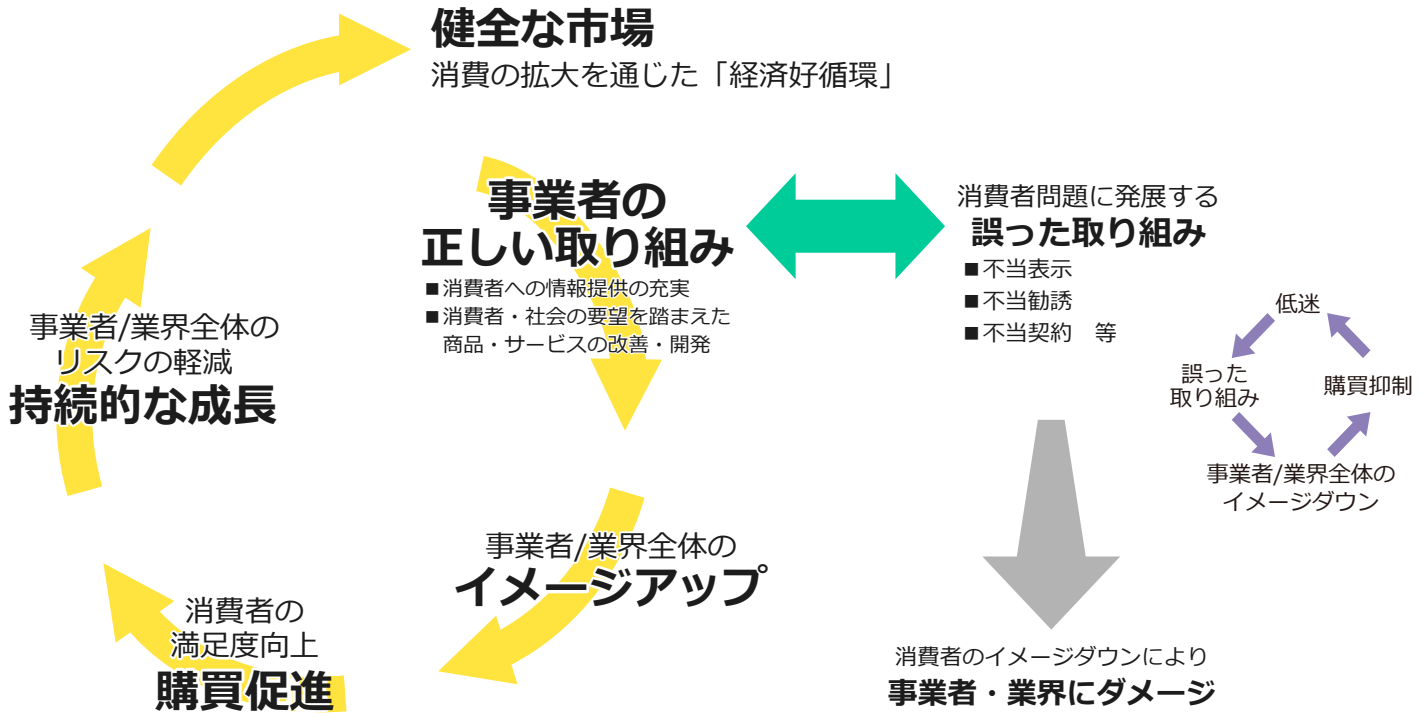
消費者スマイル基金について

設立年月日：2017年4月28日 / 法人登記：2017年7月7日

| | | |
|------|-------|-------------------------|
| 理事長 | 阿南 久 | (一社)消費者市民社会をつくる会代表理事 |
| 副理事長 | 樋口 一清 | 法政大学客員教授、前内閣府消費者委員会委員 |
| 理事 | 石戸谷 豊 | 弁護士 |
| 理事 | 小澤 吉徳 | 司法書士、日本司法書士会連合会副会長 |
| 理事 | 河野 康子 | (一財)日本消費者協会理事 |
| 理事 | 坂倉 忠夫 | (公社)消費者関連専門家会議専務理事 |
| 理事 | 高 巖 | 麗澤大学大学院教授、前内閣府消費者委員会委員長 |
| 監事 | 井上 喜之 | 公認会計士 |
| 監事 | 鈴木 敦士 | 弁護士 |

消費者スマイル基金がめざすこと

1 企業の真摯な取り組みが、市場健全化と持続的な成長につながります



2 消費者/企業の会費や寄付を、全国の適格消費者団体の活動につなげ、健全な市場の実現を目指します

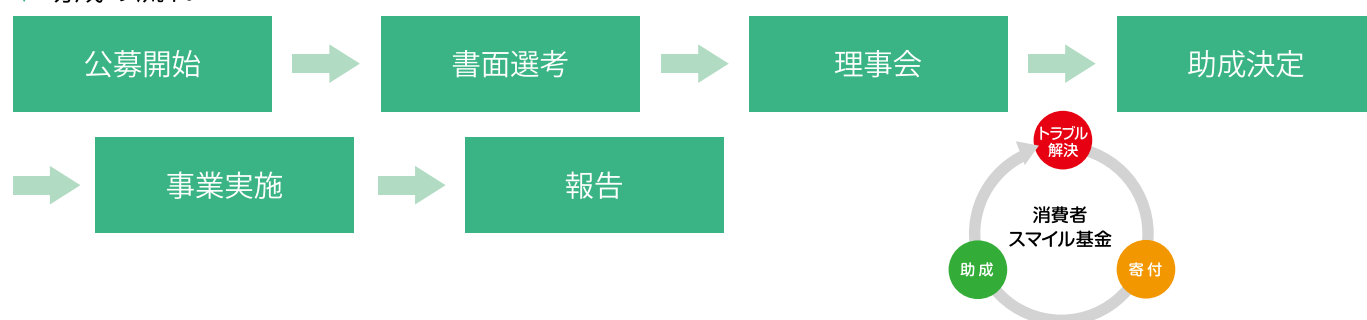


消費者スマイル基金助成事業

消費者被害回復・防止に関する活動への助成を行います。

1. 消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟に係る助成。
2. 消費者被害の回復・防止のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟（消費者裁判手続特例法の行使）に係る助成。
3. 消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体が自主的に営む消費者相談事業に係る助成。
4. 消費者団体による裁判外紛争解決手続（ADR・法務省認証）の運営に係る助成。

▼ 助成の流れ



消費者スマイル基金2018年度助成団体一覧

2018年度は、2回の助成を行い、合計11団体に350万円を寄付しました。

| 団体名 | 助成金額 |
|---------------------------|----------|
| 特定非営利活動法人 消費者機構日本 | 800,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 | 300,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者ネット広島 | 600,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 | 300,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者ネットおokayama | 100,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく | 300,000円 |
| 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 | 300,000円 |
| 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク | 300,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ | 300,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者支援ネットくまもと | 100,000円 |
| 特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海 | 100,000円 |

▼ 2018年度の助成は、「1.消費者被害の拡大防止のために、適格消費者団体が行う不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求訴訟に係る助成」、「2.消費者被害の回復・防止のために、特定適格消費者団体が行う被害回復訴訟（消費者裁判手続特例法の行使）に係る助成」、「3.消費生活の専門家が関与する、法人格を有する消費者団体が自主的に営む消費者相談事業に係る助成」について行いました。

助成先活動報告（一部抜粋）

●健康食品の優良誤認表示について

消費者支援機構関西

痩身効果を標ぼうする機能性表示食品を購入した消費者に対し、返金を求めることができる旨を伝え、事業者に対しては、消費者から返金が求められた場合は負担が少ない返金方法を提供すること、返金状況について定期的に報告することを求めた。



➡ 申入れを行った15社のうち12社が当団体への報告に応じ、16,000名以上に返金を実施された。

●建物新築工事の契約未成立時における申込金について

消費者機構日本

契約前である申込時の注文書に「新築工事請負契約に至らなかった場合、申込金の返金請求はしないと承諾する」ことが記載されていたため、申込をキャンセルした方は返金がされないことに対して、当該事業者に対し、申し入れを行った。



➡ 事業者は契約に至らなかった方に対し、受領した申込金を返還することとした。

●医科大学において女性等を差別していた入試の受験料返還について

性別、浪人年数および高等学校等コードを理由として不当な選抜基準を設けていたことに関し、平成29年度・平成30年度の入学試験においてそれらの属性を有する志願者（受験生）への入学検定料等の返還を求めて、共通義務確認訴訟を提起した。

➡ 2020年1月現在、係争中。

助成先団体からのメッセージ

とても安定的な運営とはいえない状況のなか、この活動に対し、助成してくれる消費者スマイル基金は心強いです。行政頼みに限界を感じているなか、大変勇気づけられる思いで改めて関係者の皆様には心よりお礼申し上げます。

消費者支援ネット北海道

当法人は、この間継続して差止請求を行ってきておりますが、弁護士費用を減額せざるを得ないこともあるなか、消費者スマイル基金から助成していただき大変助かりました。適格消費者団体が、持続して活動していく上で、消費者スマイル基金はとても必要なことであると思っております。

埼玉消費者被害をなくす会

消費者スマイル基金に期待しています



元内閣府消費者委員会 委員長
河上正二氏

消費者裁判特例法によって特定適格消費者団体に民事の損害賠償請求が認められるようになったことは、少額多数被害を特徴とする消費者被害の救済にとって大変な朗報である。しかし、これを現実に運用し、その実を挙げるためには、訴訟手続きの中で要求される経済的負担に耐えうるだけの経済的基盤が欠かせない。しかし、これは各消費者団体にとって決して容易なことではなく、何らかの公的支援が必要であることは明らかである。この点については、個人的にも、引き続き強く要請していきたい。

とはいえ、2016年10月から待たなしでスタートした新しい制度について、全国消団連が、いち早く「基金」の創設に乗り出したことの意味は大きく、これにかけられる期待も大きい。

今後、同基金が充実し、息の長い活動の中で、これにより多くの成果をもたらすことができるよう、心からのエールを送りたい。また、消費者各位から、基金の重要性と意義を認識し、持続的活動が可能になるよう、多くの賛同が得られることをお祈りしたい。



独立行政法人国民生活センター
理事長 松本恒雄氏

一人ひとりの消費者は、日々の生活において、どのような製品・サービスを購入するか、また、それをどのような事業者から購入するかを選択を通じて、小さいながらも、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現と公正で健全な市場の形成に寄与することができます。消費者が団体として行動すると、この力はさらに大きくなります。消費者団体訴訟制度は、そのような力を法的に公認するとともに、公益の実現の一部を消費者団体に委ねるといった側面もあります。しかし、そのような役割を十分に果たせるだけの経済力を備えた適格消費者団体は未だありません。消費者や事業者などの民間の力で、消費者スマイル基金を発展させることは、わが国の経済社会の成熟度を示すものとなります。あわせて、課徴金の額の一部を基金に寄付した場合には、国への納付額が減額される仕組みなど、公的な支援の手法も検討することが必要です。

消費者スマイル基金を知っていただくための取り組み

●ポスター

現役の大学生のアイデアを生かしたポスターです



- 消費者スマイル基金は非営利組織評価センターの『グッドガバナンス認証団体』です



●行政のパンフレットに掲載されています

消費者庁・消費者団体訴訟制度



- スマイル基金ニュースを定期的に発行しています



●活動報告会を開きました (2019年10月)



会員名簿 / 寄付者名簿

会員名簿 (2020年1月現在/敬称略)

■ 正会員

- (一社)全国公正取引協議会連合会
- 労働者福祉中央協議会
- 新潟県生活協同組合連合会
- 福岡県生活協同組合連合会
- 日本司法書士会連合会
- 全国青年司法書士協議会
- 愛知県消費者団体連絡会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 埼玉県消費者団体連絡会
- 主婦連合会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 全大阪消費者団体連絡会
- (一社)全国消費者団体連絡会
- 全国地域婦人団体連絡協議会
- 東京消費者団体連絡センター
- (一財)日本消費者協会
- (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 日本生活協同組合連合会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- NPO法人親子消費者教育サポートセンター
- NPO法人コンシューマネット・ジャパン
- NPO法人消費者ネット・しが
- 個人の方 89名

■ 賛助会員

- 花王株式会社
- 株式会社 ファンケル
- キューピー株式会社
- 新生ホームサービス株式会社
- 日清食品ホールディングス株式会社
- 株式会社 ネオガイアホールディングス
- 株式会社 メノガイア
- 株式会社 明治建築
- 株式会社 木の舟
- 株式会社 やずや
- ABCクリニック
- 日本貸金業協会
- (一社)日本自動車購入協会
- (一社)日本フードサービス協会
- (一社)日本ボランティアチェーン協会
- (公社)日本食品衛生協会
- (公社)日本通信販売協会(JADMA)
- 外壁塗装業協同組合
- 全国農業協同組合中央会(JA全中)
- 全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)
- 日本コープ共済生活協同組合連合会
- 日本医療福祉生活協同組合連合会
- 鹿児島県生活協同組合連合会
- 高知県生活協同組合連合会
- 佐賀県生活協同組合連合会
- 島根県生活協同組合連合会
- 千葉県生活協同組合連合会
- 東京都生活協同組合連合会
- 徳島県生活協同組合連合会
- 長崎県生活協同組合連合会
- 奈良県生活協同組合連合会
- 山口県生活協同組合連合会
- 大阪司法書士会
- 京都司法書士会
- 静岡県司法書士会
- 三重県司法書士会
- (一社)消費者市民社会をつくる会
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- (公社)全国消費生活相談員協会
- NPO法人大分県消費者問題ネットワーク
- NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
- NPO法人佐賀消費者フォーラム
- NPO法人消費者機構日本
- NPO法人消費者支援かながわ
- NPO法人消費者支援機構関西
- NPO法人消費者支援機構福岡
- NPO法人消費者支援ネット北海道
- NPO法人消費者支援ネットワークいしかわ
- NPO法人消費者市民サポートちば
- NPO法人消費者市民ネットおきなわ
- NPO法人消費者市民ネットとうほく
- NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
- NPO法人消費者ネット広島
- NPO法人ひょうご消費者ネット
- NPO法人やまなし消費者支援ネット

ご寄附

- 「科学的に消費者問題を考える会」様
- 株式会社 ファンケル 様
- 一般社団法人 全国公正取引協議会 様
- 新生ホームサービス株式会社 様
- 平成電電被害対策弁護団 様
- 労働者福祉中央協議会 様
- 吉本興業株式会社 様
- 個人の方 48名



消費者スマイル基金は、認定NPO法人です！

認定NPO法人とは・・・

- ・公共性が高く、組織運営や事業活動を適切に行い、且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出するといった情報公開をします。
- ・寄付者に対して税制上の優遇措置がとられます。

税制上の優遇措置とは・・・

個人の場合 以下の2つの控除が受けられます。

- ①所得控除 又は 税額控除 (お好きな方をお選びいただけます)
- ②住民税控除

相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

*確定申告の際に必要な領収書は翌年1月下旬にお送りいたします。

ご寄付先口座

銀行名：三菱UFJ銀行 麹町支店 616 **普通** 0311226

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金 寄付金口

銀行名：ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキュウ)店 019 **当座** 0587920

口座名：特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

大変恐縮ですが、振込手数料はご負担ください。

※お振込み後は下記メールアドレスまでご住所とお名前をご連絡ください。折り返しのメールをさせていただきます。

※今回いただいた個人情報は、寄付の受付をはじめ、弊基金からのお知らせを差し上げることを利用目的とします。いただいた住所・メールアドレス宛に、領収書、活動報告等のお知らせをお送りします。不要な場合にはご連絡ください。

会員入会のお願い

運営費用は会費でまかなうこととしており、基金を支えていただく会員も募集しています。下記連絡先までご連絡ください。

■ 正会員(会費・年額、議決権あり)

①個人正会員 1口 1,000円 (3口以上)

②団体正会員 1口 10,000円 (1口以上)

※②は非営利団体のみ(原則として当基金の助成対象となる可能性のある団体は除く)

■ 賛助団体会員(会費・年額、議決権なし)

①非営利団体 1口 10,000円 (1口以上)

②営利団体 1口 50,000円 (1口以上)

当基金は寄付金控除の対象団体です。▶
詳しくはこちら



【連絡先】 認定NPO 法人 消費者スマイル基金
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6階
TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036
✉ consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp